

宮崎市体育指導委員連絡協議会

(名 称)

第1条 この会は、宮崎市体育指導委員協議会と称し、事務局を事務局長宅に置く。

第2条 (目 的)

第2条 この会は、体育指導委員の任務を遂行するために必要な相互の連絡、研修、親睦融和、資質の向上を図り、宮崎市の生涯スポーツ振興と地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民生涯スポーツ振興の各種大会の企画・立案・運営に関する事
- (2) 宮崎市各地区での活動状況の報告会開催等に関する事
- (3) 指導委員の資質向上に関する研修会・講習会の開催・参加に関する事
- (4) 他地域のスポーツ振興活動状況の視察に関する事
- (5) スポーツ施設の有効活用に関する事
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事項に関する事

(組 織)

第4条 この会は、宮崎市体育指導委員をもって組織する。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 事務局長 1名 副 1名
- (4) 会 計 1名 副 1名
- (5) 部 長 3名 副 3名 (事業部、広報部、研修部)
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2名
- (8) 顧 問 1名 (スポーツ振興課長)

(役員の変更に関する事項)

第6条 この会の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、監事は選考委員会で候補者を選考し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事は、各地区体育会に属する体育指導委員の中から1名選任する。
- (3) 理事が、会長、副会長に就任したときはこれに代わる理事を選任する。
- (4) 事務局長、会計、部長は会長が任命し理事会の承認を得るものとする。
- (5) 部長は、各々の副を委嘱し理事会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を遂行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務等を処理する。

- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 部長、副部長は、部会の企画運営に当たるものとする。
- (6) 理事は、総合的企画運営に当たるものとする。
- (7) 監事は、本会の会計事務を監査する。
- (8) 顧問は、会務について諮問に応じるとともに会議に出席し、意見を述べるができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、4期以上の連続再任は認めない。

2 解任に関し理事の半数以上の同意があるときは、解任することができる。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会、理事会、部長会を置き会長が招集する。

2 定期総会は、年1回開催する。ただし、理事会で必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。尚、議長は委員の中から選出する。

3 定期総会は、次の事項を付議する。

- (1) 前年度の事業経過報告及び歳入歳出決算。
- (2) 新年度の事業計画及び歳入歳出予算。
- (3) 規約など諸規定の制定及び改廃に関する事項。
- (4) 役員を選出
- (5) その他、重要な事項。

4 理事会は、理事、会長、副会長、事務局長、部長、会計で構成し、次の事項を審議する。

議長は会長又は副会長が務める。

- (1) 事業計画案
- (2) 総会または部長会に付議する事項。
- (3) 総会または部長会の決議で委任された事項。
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する提案。
- (5) その他、会長が諮問する事項。

5 部長会は、会長、副会長、事務局長、会計、正副部長で構成する。

6 総会は、会員の過半数以上で成立し、委任状は認める。

7 理事会は、理事の過半数以上で成立するものとする。

(議決)

第10条 総会、理事会の議事は、次のとおりとする。

(1) 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(2) 理事会は、出席理事の過半数をもって決するものとする。

(選考委員会)

第11条 選考委員会は、理事をもって構成する。

2 委員の過半数以上の出席者をもって成立するものとする。

3 委員長は、委員の中から選出する。

(会 計)

第 1 2 条 この会の、会計は次のとおりとする。

(1) 本会に必要な経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(委 任)

第 1 3 条 その他、この会の目的を達成するために必要な事項については、理事会で決定することができる。

付 則

昭和 3 9 年 4 月 1 日制定の規約は廃止する。

昭和 6 2 年 4 月 1 日制定の規約は廃止する。

平成 5 年 7 月 3 日制定の規約は廃止する。

平成 7 年 3 月 1 8 日制定の規約は廃止する。

平成 8 年 5 月 2 8 日制定の規約は廃止する。

平成 1 0 年 4 月 2 5 日制定の規約は廃止する。

平成 1 5 年 4 月 1 6 日制定の規約は廃止する。

平成 1 7 年 6 月 3 日制定の規約は廃止する。

平成 1 8 年 4 月 2 0 日制定の規約は廃止する。

本規約は、平成 1 9 年 4 月 2 8 日より施行する。

細 則

(会員見舞規定)

(目 的)

第 1 条 本規定は、規約第 4 条第 5 号の事業に関する見舞規定を定めるものとする。

(見舞規定)

第 2 条 見舞の対象は次のとおりとする。

(1) 体育指導委員(本人)が死亡、又は傷害を被った場合。

(見舞の額と実施)

(1) 死亡の場合 1 0, 0 0 0 円

(2) 傷病見舞金 7 日以上入院 5, 0 0 0 円

(1 会計年度につき、1 傷病につき 1 回とする。)

付 則 本規定は平成 6 年 7 月 5 日より施行する。

細 則

(役員手当てに関する細則)

(目 的)

第 1 条 本規定は、役員手当てに関する役員手当てを定めるものとする。

(役員手当での対象)

第2条 役員手当での対象は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、会計とする。

(役員手当での額)

第3条 役員手当での額は次のとおりとする。

(1) 会長 20,000円

(2) 副会長 5,000円

(3) 事務局 15,000円

(4) 会計 10,000円

(1会計年度につき、1回とする)

付 則 本規定は、平成10年4月25日より施行する。

付 則 本規定は、平成20年4月19日より施行する。

細 則

(表彰に関する細則)

(目的)

第1条 本協議会が表彰を行う場合は、この規定の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 この表彰は次の各号の1に該当するものに対し、表彰状又は感謝状、および記念品を授与して行うものとする。

1 体育指導委員としての活動年数が、前年度末までに30年以上で、かつ新たに委嘱を受けない者。

2 本協議会の事業等に特段の功績のあったもの。

(推薦)

第3条 宮崎市体育指導委員理事ならびに宮崎市体育指導委員連絡協議会事務局の代表者は、前条に該当すると認められる者がいるときは、被表彰者の推薦書を作成し、各年度3月31日までに会長あて提出するものとする。

(決定)

第4条 会長は、前条により推薦された被表彰者につき、理事会にはかり、被表彰者を決定する。

(表彰)

第5条 被表彰者に対しては、毎年宮崎市体育指導委員連絡協議会総会の際に、会長が、感謝状を授与して表彰する。

付 則 本規定は、平成13年4月13日より実施する。